

男鹿市規則第 8 号

男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年男鹿市規則第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 3 （第13条関係）		別表第 3 （第13条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1)～(13) （略）		(1)～(13) （略）	
(14) 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（別表第 4 第 5 号に掲げる場合を除く。）	1 の年度において別表第 6 の定める期間		

改正後		改正前	
別表第 4（第13条関係）		別表第 4（第13条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）	
		(6) 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前 3 号に掲げる場合を除く。）	1 の年度において別表第 6 の定める期間
<u>(6)</u> 及び <u>(7)</u> （略）		<u>(7)</u> 及び <u>(8)</u> （略）	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。			

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。